

# 再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会について

令和5年4月  
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部  
環境省環境再生・資源循環局

## 1 趣旨・目的

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電の導入が促進され、幅広い業種から多様な事業規模の事業者等が新規参入する一方、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まってきており、2030年代後半に想定される太陽光パネルの廃棄のピークに十分に対応できる計画的な対応が必要である。

そのため、太陽光発電設備や風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する対応の強化に向けた具体的な方策について検討することを目的として、「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

## 2 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備や風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルに関する事項
- (2) その他必要と認める事項

## 3 検討会の構成

- (1) 検討会は、上記2の検討事項に関する学識経験者等から構成する。
- (2) 検討会には、委員長を置き、検討会の議事運営に当たる。

## 4 事務

検討会の事務は、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課及び環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室が共同で行う。

## 5 その他

検討会は、原則として公開とする。また、議事録、議事要旨及び検討会に係る資料（以下「資料等」という）は原則として経済産業省及び環境省のホームページ上で公表する。ただし、個別の事情に応じて、検討会又は資料等を非公開にするかどうかについての判断は委員長に一任するものとする。